

長崎県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則

平成 18 年 12 月 18 日 規則第 1 号

平成 20 年 3 月 25 日 規則第 6 号

平成 24 年 3 月 30 日 規則第 2 号

平成 29 年 3 月 29 日 規則第 1 号

令和 2 年 3 月 30 日 規則第 2 号

令和 3 年 3 月 29 日 規則第 7 号

最終改正 令和 6 年 1 月 13 日 規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長崎県後期高齢者医療広域連合事務分掌条例（平成 18 年広域連合条例第 6 号）第 3 条の規定に基づき、課の事務分掌等に関し必要な事項を定めるものとする。

(局長等の設置)

第 2 条 長崎県後期高齢者医療広域連合事務局（以下「事務局」という。）に局長、課に課長を置く。

2 前項に定めるもののほか、事務局に企画監及び次長、課に参考事、課長補佐、係長、主査、主任主事及び主事を必要に応じ置くことができる。

(事務分掌)

第 3 条 課の事務分掌は、別表のとおりとする。

(職務)

第 4 条 事務局長は、すべての事務を統括し、職員を指揮監督する。

- 2 企画監は、市町及び関係団体の総合調整を行う。
- 3 次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 課長は、上司の命を受け、課内の所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 参事は、課長を補佐し、課長の指示する事務を掌理し、課の企画に参画する。
- 6 課長補佐は、課長及び参事を補佐し、課長及び参事の指示する事務を掌理し、課の企画に参画する。
- 7 係長は、上司の命を受け、課の事務をつかさどる。
- 8 主査は、上司の命を受け、課の事務をつかさどる。
- 9 主任主事は、上司の命を受け、課の事務をつかさどる。
- 10 主事は、上司の命を受け、事務に従事する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月25日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第2号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日規則第1号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日規則第2号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日規則第7号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月13日規則第8号）

（施行期日）

1 この規則は、令和6年1月2日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に交付した被保険者証、短期被保険者証及び資格証明書については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

課	事務分掌
総務課	<p>(1) 議会に関すること。</p> <p>(2) 監査委員に関すること。</p> <p>(3) 選挙管理委員会に関すること。</p> <p>(4) 庶務に関すること。</p> <p>(5) 文書の管理に関すること。</p> <p>(6) 陳情、要望等に関すること。</p> <p>(7) 工事及び修繕等の検査に関すること。</p> <p>(8) 広報及び公聴に関すること。</p> <p>(9) 公告式に関すること。</p> <p>(10) 不服申立て及び訴訟に関すること。</p> <p>(11) 条例、規則、訓令等に関すること。</p> <p>(12) 財産管理に関すること。</p> <p>(13) 公印の管理に関すること。</p> <p>(14) 儀式、褒章及び表彰に関すること。</p> <p>(15) 組織及び職員の定数に関すること。</p> <p>(16) 職員の人事に関すること。</p> <p>(17) 職員の給与に関すること。</p> <p>(18) 職員の研修に関すること。</p> <p>(19) 職員の公務災害補償に関すること。</p> <p>(20) 職員の福利厚生及び労働安全衛生管理に関すること。</p> <p>(21) 懇話会及び各種委員会等に関すること。</p> <p>(22) 予算及び決算に関すること。</p> <p>(23) 契約に関すること。</p> <p>(24) 各種補助金の申請に関すること。</p> <p>(25) 企画及び計画に関すること。</p> <p>(26) 現金、有価証券及び物品の出納及び保管に関すること。</p> <p>(27) 支出命令の審査及び支出負担行為の確認に関すること。</p> <p>(28) 現金及び財産の記録管理に関すること。</p> <p>(29) 決算の調製に関すること。</p> <p>(30) 電算システム（事務用システム及び標準システム）の維持管理に関すること。（サーバを含む。）</p> <p>(31) 情報セキュリティに関すること。</p> <p>(32) 個人番号制度に関すること。</p> <p>(33) 市町との連絡調整に関すること。</p> <p>(34) その他他課の所掌に属さないこと。</p>

事業課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療給付に関すること。 (2) 葯祭費の支給に関すること。 (3) 傷病手当金に関すること (4) 第三者行為求償事務に関すること。 (5) 医療費通知に関すること。 (6) 各種統計に関すること。 (7) 保健事業に関すること。
保険管理課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保険料率に関すること。 (2) 保険料の賦課に関すること。 (3) 保険料賦課額の更正及び還付に関すること。 (4) 保険料の異議申立てに関すること。 (5) 滞納処分及び不納欠損処理に関すること。 (6) 保険料の減免に関すること。 (7) 保険料の徴収猶予に関すること。 (8) 医療費推計に関すること。 (9) 資格確認書に関すること。 (10) 資格情報通知書に関すること。 (11) 被保険者の資格管理に関すること。 (12) レセプトの点検、審査及び管理に関すること。